

本答申は、行政不服審査法第 79 条の規定により公表するものです。

霧島市行政不服審査会答申第 1 号

令和 2 年 1 月 1 9 日

答 申

令和 2 年 8 月 12 日付け総第 93 号で諮問された件について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

処分庁たる霧島市長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った令和 2 年度公共下水道事業受益者負担金に係る賦課処分(令和 2 年 5 月 29 日付け第 [REDACTED] 号。以下「本件処分」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきであるとする審査庁たる霧島市長(以下「審査庁」という。)の判断は妥当である。

第 2 調査審議の経過

第 1 に至るまでの経緯は、次に示すとおりである。

年月日	内容
令和 2 年 5 月 29 日	処分庁が審査請求人に対し「令和 2 年度公共下水道事業受益者負担金決定通知」を送付する。
同年 6 月 15 日	審査請求人が審査庁に対し「審査請求書」を提出する。
同年 7 月 6 日	審査庁が審理員を指名する。
同年 7 月 17 日	処分庁が審理員に対し「弁明書」を提出する。
同年 7 月 25 日	審査請求人が審理員に対し弁明書に対する「反論書」を提出する。
同年 8 月 5 日	審理員が審査庁に対し「審理員意見書」を提出する。
同年 8 月 12 日	審査庁が審査会に対し「行政不服審査諮問書」(令和 2 年 8 月 12 日付け総第 93 号)を提出する。
同年 8 月 13 日	審査庁から審査請求人に対して、審査会に諮問をした旨の文書を送付する。
同年 8 月 18 日	令和 2 年度第 1 回霧島市行政不服審査会
同年 9 月 24 日	令和 2 年度第 2 回霧島市行政不服審査会
同年 10 月 30 日	令和 2 年度第 3 回霧島市行政不服審査会

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員の意見

本件審査請求は行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 事案の概要

(1) 公共下水道の敷設

処分庁は、令和元年度、審査請求人が所有する土地（霧島市[REDACTED]。以下「本件土地」という。）を含む地域に、都市計画事業として公共下水道を敷設し、これを令和2年4月1日より供用開始した。

(2) 公共下水道受益者負担金の賦課

処分庁は、同日、霧島市公共下水道受益者負担金条例（平成17年霧島市条例第283号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、本件土地を含む地域を公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域に定め、告示を行った。

処分庁は審査請求人に対し、令和2年5月29日付公共下水道事業受益者負担金決定通知書を郵送する方法により、本件処分を行った。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 審査請求人は本件土地を所有しているが、本件土地上の建物は公共下水道に接続しておらず、公共下水道に接続したことに伴う利益は受けていない。また、本件土地には既に浄化槽を設置しており公共下水道に接続する必要もない。したがって、審査請求人は都市計画法第75条第1項の「著しく利益を受ける者」に該当せず、審査請求人に公共下水道事業受益者負担金を賦課するのは都市計画法第75条及び条例に違反し違法である。

イ 本件処分により、審査請求人は法的権利と利益を侵害されている。

(2) 処分庁の主張

ア 公共下水道事業受益者負担金の賦課方法

霧島市は、都市計画法第75条第1項、第2項に基づき、条例を定めており、条例においては、第2条で定める受益者のうち、第4条に基づいて決定した賦課対象区域の者に対し、第6条に基づいて負担金を賦課している。

イ 審査請求人への賦課

本件土地は、令和元年度に公共下水道の敷設を行った区域内にあり、審査請求人は受益者にあたる。本件土地を含む区域は、令和2年4月1日に公共下水道の供用が開始されており、審査請求人には、条例第4条に基づく告示を経て、賦課決定を行っている。

ウ 審査請求人の受益

公共下水道が敷設されることにより、当該地域の資産価値は増加しており、たとえ接続していなくとも当該地域に土地を所有する者は利益を受けているので、審査請求人も受益者である。

4 審理員の意見の理由

審査請求人は本件処分が違法であるとして取消を求めているものの、上記2に記載した事実関係について争うものではなく、当該事実関係を前提としても本件処分が違法であると主張するようであるので、この点について以下、検討する。

(1) 「著しく利益を受ける者」への該当性

都市計画法第75条第1項は、都市計画事業によって「著しく利益を受ける者」があるときに、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができると定め、同条第2項において、その負担金の徴収を受ける者の範囲と徴収方法について、市町村が負担させるものについては、市町村の条例で定めるものとしている。

条例は、これを受けて公共下水道の受益者負担金について必要な事項を定めるものとして制定され、その第2条において受益者を公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者等とし（原則は所有権者、地上権等の定めがある場合には当該地上権等の権利者となるが、本件土地には地上権等の定めはない）、その受益者に対し、第4条に基づく対象区域の告示を経た上で、公共下水道への接続の有無を問わず一律に受益者負担金を賦課するものとしている。

これに対し審査請求人は、公共下水道に接続しない審査請求人は、都市計画法第75条第1項の「著しく利益を受ける者」に該当しない、したがって条例は審査請求人には適用できないと主張する。

そこで、この点について検討すると、都市計画法第75条が都市計画事業によって「著しく利益を受ける者」に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させることができると定めた主旨は、都市計画事業が極めて高額な経費を要し、その財源は、大部分が一般市費、国庫補助金等の公費によりまかなわれているもので、その多くは事業が実施された区域にのみ利益をもたらす、その他の区域には直接の利益をもたらさないものであることから、最終的に全住民の負担に帰する公費で、その全額を負担することは当該事業により利益を受ける者とそうでない者に不公平を生じさせてしまうため、その不公平を是正させるべく、当該事業に要する費用の一部を当該事業により利益を受ける者に負担させることとしたものと解される。したがって、ここでの著しい利益とは、都市計画事業の対象区域のみに生じる利益で、利益を受けない者との関係で不公平と言える程度のものであると考えられる。

これを公共下水道事業について見ると、当該事業により污水管等が設置されれば、

周辺建物等からの生活排水等の汚水が汚水管を通じて排出される結果、環境衛生の増進が図られ、当該排水区域の土地についても潜在的に資産価値が増加するとみられ、このような利益は、当該排水区域内の土地の所有者等が、現に公共下水道事業により築造される公共下水道を利用するか否かにかかわらず、当該排水区域内の土地を所有又は利用していることをもって等しく享受する利益である（名古屋高判平 27. 3. 24）。

また、公共下水道の設置には極めて高額を経費を要し、その財源は、大部分が一般市費、国庫補助金等公費によりまかなわれているもので、かつ、公共下水道事業の完成をみるまでには相当長期間かかるのであり、公共下水道が設置された土地と設置されない土地とを比較した場合、前者の土地所有者若しくは使用権者が、右のような特別な利益を享受することは明らかである。また、公共下水道事業は、その排水区域が明確に定められ、その区域内のみの下水の処理を目的としていることから、右のような特別の受益者の範囲が当該区域内の土地所有者、使用権者に限定される（浦和地判昭 57. 5. 14）。

すなわち、所有する土地が存する区域に公共下水道の敷設がなされること自体で資産価値の上昇といった利益が生じており、それは公共下水道が敷設された区域の土地所有者等にのみもたらされる利益であるから、都市計画法上の「著しく利益を受ける」ことに該当する。よって、公共下水道の接続の有無に関わらず、利用可能な区域となったか否かによって線引きをして受益者負担金を徴収する条例が都市計画法に反するというものもないし、公共下水道に接続しない者に条例が適用されないということにもならない。また、この点は、審査請求人の土地に既に浄化槽が設置されていることによって左右されるものではない。

以上のとおりであるから、審査請求人が都市計画法第 75 条第 1 項の「著しく利益を受ける者」にあたらぬという審査請求人の主張は認められない。

(2) 条例違反及び審査請求人の権利利益侵害

本件処分は、受益者負担金を賦課するものであり、審査請求人に義務を課すものであるが、上述のとおり、都市計画法及びその委任を受けて制定された条例に基づき、その定められた手続きに沿って適法になされたものであって、条例違反の事実はないし、審査請求人の法的権利や利益を違法に侵害するものでもない。

(3) まとめ

以上のとおり、審査請求人の主張は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 4 行政不服審査法第 76 条の規定により審査請求人から提出された意見書の要旨

(1) 審査請求人は、既に合同浄化槽を設置していることから、仮に、審査請求人が公共

下水道に接続した場合には、合同浄化槽を破棄することに伴う多大な費用が生じて、不利益を被ることになる。

また、土地の資産価値の変動は、地域に応じて固定資産の評価額により決まるため、令和2年度公共下水道事業受益者負担金と土地の資産価値の増加とは直接的な関係にはなく、さらに、土地の所有者は、それぞれに多様な土地の利用（駐車場や農地等）を行っており、土地の資産価値の変動は一律ではないことから、土地の資産価値の変動は、土地の所有者に一律に受益者負担金を賦課する根拠としては弱いものと考えられる。

以上の理由から、審査請求人は、都市計画法第75条第1項の「著しく利益を受ける者」に該当しない。

- (2) 現在、審査請求人が居住している[REDACTED]では、公共下水道事業受益者負担金を徴収せず、公共下水道の使用料金のみを利用者から徴収している。
- (3) 弁明書及び審理員意見書の内容は酷似しており、審理員意見書に関しては、「令和2年度公共下水道事業受益者負担金決定通知書」及び弁明書の内容を繰り返し述べているだけである。一方、近年の新型コロナウイルス感染症、台風被害及び地震被害等の発生により、空き地の急増なども都市計画の問題となっており、このような課題に対応できる公共下水道として、公共下水道と合同浄化槽のそれぞれの機能やコスト、保守点検等の比較に関する意見が欠如している。

第5 審査会の判断の理由

審査会は、審理員意見書において審理員が本件審査請求の論点とした事項は適切であると認め、それぞれの論点について審理を行った。

1 都市計画法第75条第1項中「著しく利益を受ける者」への該当性

都市計画法第75条第1項に規定されている利益とは、必ずしも金額として算定することができる経済的利益ばかりでなく、当該事業施設（「公共下水道事業も含めた国又は地方公共団体の行なう都市計画事業」に係る施設をいう。以下同じ。）を利用することで生じる生活上の利便をも含むというべきであり、また、利益が著しいものであるか否かについては、当該事業施設により恩恵を受けている者と受けていない者とを比較して、社会通念により決すべきものと解するのが相当である。

この点、審査請求人は、公共下水道が整備される前に浄化槽を設置しており、現時点においても公共下水道に接続しておらず、また、今後もその予定がないとしており、このような利益は享受していない旨を主張している。

しかしながら、審査請求人は、下水道設置工事により下水道を自己の使用に供することができる点で、非設置区域の住民に比して特別の生活上の利益を享受しているといえ、また、周辺建物等からの生活排水等の汚水が汚水管を通じて排出される結果、環境

衛生の増進が図られるのであり、本件土地の資産価値は潜在的に増加しているといえる。このように、公共下水道設置区域に土地を所有している審査請求人は、現に本件下水道事業により築造される公共下水道を利用するか否かにかかわらず、当該排水区域内の土地を所有又は利用していること自体をもって、社会通念上著しい利益を享受しているものといえることができる。

審理員意見書における審理員の意見は、上記の審査会の判断の理由と同趣旨であり、その結論についても妥当であると認められる。

2 条例違反及び審査請求人の権利利益の侵害

本件処分は、審査請求人に義務を課すものであるが、都市計画法及びその委任を受けて制定された条例に基づき、その定められた手続に沿って適法になされたものであり、条例違反の事実はなく、審査請求人の法的権利や利益を違法に侵害するものでもないものと認められる。

3 結論

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続及び法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

○ 霧島市行政不服審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	山本 敬生	鹿児島県立短期大学准教授
委員	稲留 隆	司法書士
委員	植木 春生	司法書士
委員	久留須 由紀	司法書士
委員	末吉 隆之	弁護士